

志太広域事務組合志太消防本部の概要と位置及び地勢

■志太広域事務組合の概要

志太広域事務組合は、藤枝市と焼津市が共同で快適で住みやすい地域づくりを目指して設立した一部事務組合です。両市は静岡県内のほぼ中央に位置する志太平野にあり、歴史的・文化的に深い結びつきを持ち、産業・観光・物流などの多様な分野で密接に連携しています。

このような連携により、各種事業の効率的な運営が可能となっています。昭和47年6月に「志太二市二町環境整備組合」として設立され、当初はごみ処理施設などの環境整備を主な事業としていました。昭和63年9月には「志太広域事務組合」へと名称を変更し、平成2年4月からは静岡県中部看護専門学校の運営を開始。さらに、平成25年3月には両市の消防救急体制が統合され、「志太消防本部」が発足しました。現在では、広域振興事業などソフト事業にも積極的に取り組んでいます。

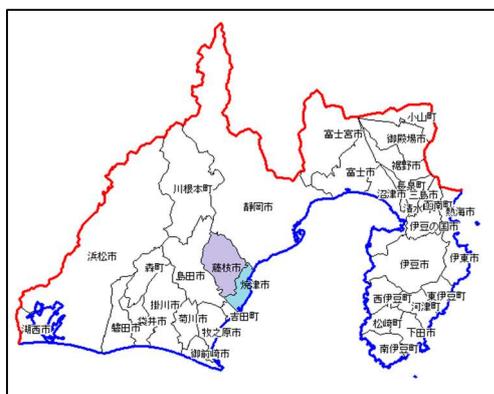
■位置及び地勢

藤枝市は、山間部から市街地を流れる瀬戸川に沿って発展し、古くから茶の産地として知られています。江戸時代には東海道五十三次の岡部宿・藤枝宿を中心に栄え、現在も藤枝大祭や朝比奈大龍勢といった伝統行事が受け継がれています。また、市民の情熱を象徴する「サッカーのまち」としても有名で、多くのプロ選手を輩出しています。「元気共奏、飛躍ふじえだ」を基本理念に、暮らしやすく、訪れやすく、活動しやすい「元気なまち藤枝」を目指しています。

焼津市は、大井川河口の左岸に位置し、高草山や大崩海岸などの景勝地を有する自然豊かなまちです。水産業を基幹産業とし、焼津漁港は現在でも全国有数の水揚げ高を誇ります。将来都市像「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる水産文化都市 YAIZU」は、市民の想いが込められた理念であり、その実現に向けて「オール焼津」でまちづくりを進めています。

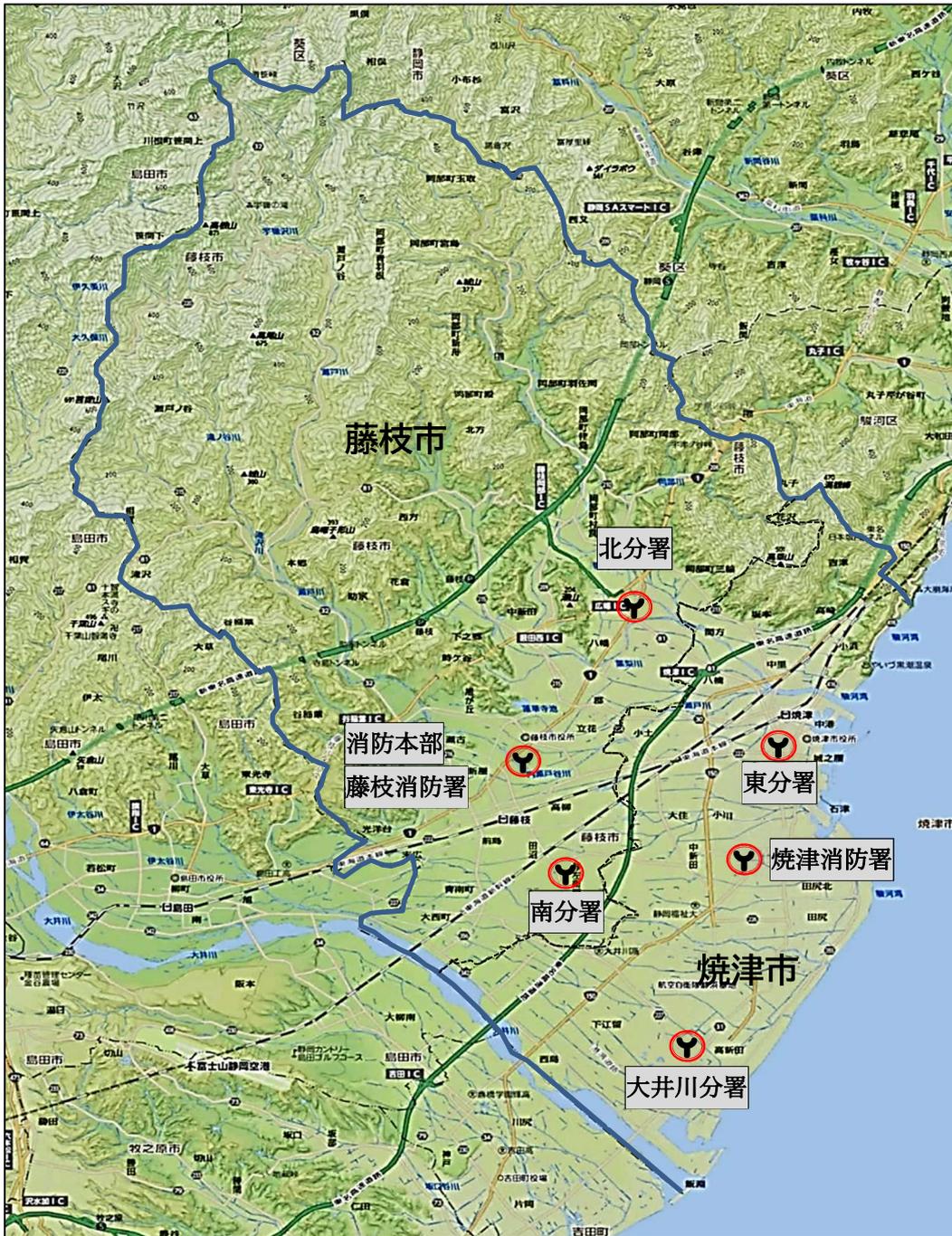
藤枝市・焼津市の位置・面積・人口・世帯数

(令和7年4月1日現在)



	面積 (k m ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
藤枝市	194.06	136,415	55,851
焼津市	70.31	132,561	55,683
合計	264.37	268,976	111,534

■常備消防位置

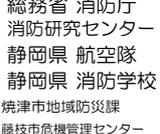


所在地

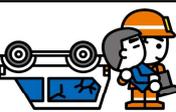
消防本部・藤枝消防署 住所：静岡県藤枝市稲川 200 番地の 1 電話：054-641-5000	焼津消防署 住所：静岡県焼津市石津一丁目 6 番地の 1 電話：054-623-2527
藤枝消防署南分署 住所：静岡県藤枝市田沼 3 丁目 11 番 22 号 電話：054-635-1444	焼津消防署東分署 住所：静岡県焼津市焼津 6 丁目 5 番 18 号 電話：054-628-4188
藤枝消防署北分署 住所：静岡県藤枝市横内 515 番地の 8 電話：054-643-9991	焼津消防署大井川分署 住所：静岡県焼津市宗高 909 番地の 1 電話：054-622-2441

■志太消防本部一目統計

面積・人口等 自然環境	管轄面積	人口 (R7.4.1)	世帯 (R7.4.1)	気象 (R6)	職員1人あたり	
		 前年比▲2,173人	 前年比▲650世帯			
合計	264.37km ²	268,976人	111,534世帯	年平均気温 18.4℃	面積	1.01km ²
藤枝市	194.06km ²	136,415人	55,851世帯	年平均湿度 71.7%	人口	1,023人
焼津市	70.31km ²	132,561人	55,683世帯	総降雨量 2,530mm		

消防予算 構成・人員	消防費予算 (R7.4.1)	署所数 (R7.4.1)	消防職員数 (R7.4.1)	職員派遣先 (R7.4.1)	消防団員数 (R7.4.1)
					
合計	3,514,080千円	本署 (本部含む) 2	合計 263人 男性職員 254人 女性職員 9人 平均年齢 39.1歳		合計 1,075人
常備消防費	3,456,172千円	分署 4			藤枝市 537人 焼津市 538人
消防施設費	57,908千円				平均年齢 45.3歳

消防車両 水利	ポンプ車等 (R7.4.1)	特殊車両等 (R7.4.1)	救急車 (R7.4.1)	消防水利 (R7.4.1)	消防水利点検 (R6年度)
					
水槽付消防ポンプ車7台(1) 消防ポンプ車 4台(1) ()は非常用消防ポンプ車	はしご車 2台 化学車 2台 大型水槽車 1台 支援車 2台 救助工作車 2台	救急車 10台(2) ()は非常用救急車	消火栓 4,729基 防火水槽 409基 防火井戸 297基	回数 641回 総数 15,632基 延人員 2,464人	

災害件数	火災 (R6)	救急 (R6)	救助 (R6)	119番通報 (R6)	火災原因 (R6)
					
計	64件	出動件数 12,608件 搬送件数 11,698件 搬送人員 11,730人	出動件数 52件 活動件数 39件 救助人員 41人	16,747件	1位 たき火 2位 タバコ 3位 電気機器
藤枝市	27件				
焼津市	37件				

予防	防火対象物数 (R6年度)	危険物施設数 (R6年度)	消防同意数 (R6年度)	防火管理講習会等 (R6年度)	花火教室 (R6年度)
					
計	10,672件	製造所 16件 貯蔵所 763件 取扱所 250件	296件	甲種新規 3回 173人 乙種新規 1回 18人 甲種再講習 1回 30人 防災管理講習 -	計 66回 保育園 29回 幼稚園 37回
藤枝市	5,273件				
焼津市	5,399件				

※消防職員数 263 名については、派遣職員（定数外）8 名及び再任用職員 2 名を除く。

■志太消防本部の沿革

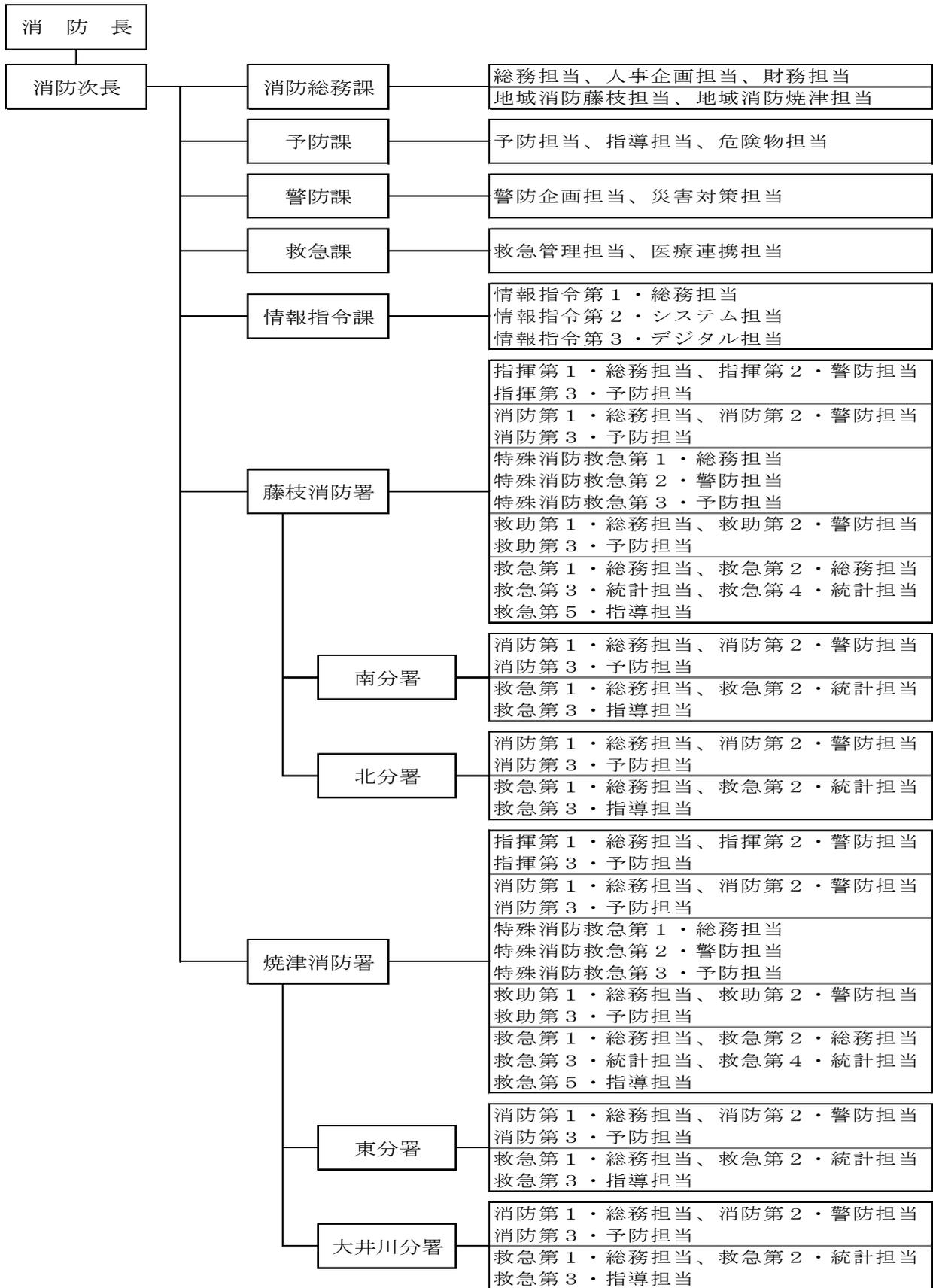
年 月	沿 革
平成25年 3月	<p>志太広域事務組合志太消防本部発足（3月31日） 旧藤枝市消防本部と旧焼津市消防本部が統合し、藤枝市、焼津市の消防救急を管轄する消防本部となる。 1本部 4課（消防総務課・予防課・消防指導課・情報指令課） 2署 4分署 職員249名（定数260名） 消防本部は、藤枝市稲川200番地の1とし、情報指令課は、焼津市石津728番地の2に設置した。 藤枝市及び焼津市を管轄とする消防指令システムの運用開始。</p>
平成26年 2月	<p>防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により、大井川分署に水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型1台、高規格救急車1台を南分署に更新配備した。</p>
4月	<p>職員14名を採用し248名となる。</p>
平成27年 2月	<p>石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、指揮車1台を焼津署に更新配備した。</p>
3月	<p>焼津署に高規格救急車1台、藤枝署に救助工作車Ⅲ型1台を更新配備した。 藤枝消防署に高度救助隊を創設した。</p>
4月	<p>職員10名（うち女性1名）を採用し252名となる。 警防課を新設し、消防指導課を廃止する。 予防課を焼津市消防防災センターへ移転した。</p>
10月	<p>防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により、焼津署に水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型1台を更新配備した。</p>
平成28年 3月	<p>防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により、焼津署に水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型1台を更新配備した。 緊急消防援助隊設備整備費補助事業により、焼津署に消防支援車トラックⅡ型を配備した。 南分署に水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型1台を更新配備した。 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、消防本部に消防指令車を更新配備した。</p>
4月	<p>職員8名を採用し251名となる。</p>
平成29年 2月	<p>防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により、大井川分署に高規格救急車を更新配備した。藤枝署に梯子付消防自動車を更新配備した。</p>
3月	<p>石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、藤枝署に消防指揮車を更新配備した。</p>
4月	<p>職員11名（うち女性職員1名）を採用し254名となる。</p>
平成30年 2月	<p>石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、消防本部に人員輸送車を更新配備した。 南分署に広報車を更新配備した。</p>
3月	<p>防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により、焼津署に救助工作車Ⅲ型を更新配備した。</p>
4月	<p>職員8名を採用し256名となる。 焼津消防署に高度救助隊を創設した。</p>
平成31年 2月	<p>一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金審査会事業により、焼津署に屈折はしご付き消防ポンプ自動車、北分署に高規格救急車、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、藤枝署に調査車を更新配備した。</p>

年 月	沿 革
平成31年 3月 4月	北分署に広報車を更新配備した。 職員7名（うち女性職員1名）を採用し257名となる。
令和 2年 2月 3月 4月 12月	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、南分署に高規格救急車を更新配備した。消防本部に広報車を更新配備した。 一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金審査会事業により、北分署に水槽付消防ポンプ自動車を更新配備した。 職員8名を採用し260名となる。 令和2年度消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会）事業により、化学防護服5着及び止血帯一式を整備した。
令和 3年 2月 3月 4月 7月	防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により、東分署に高規格救急自動車を更新配備した。 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、藤枝署に高規格救急車を更新配備した。焼津署に高規格救急自動車を更新配備した。 藤枝署に支援車Ⅱ型用コンテナを配備した。 新型コロナウイルス感染対策のため、全ての高規格救急車にオゾン発生器を整備した。 一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金審査会事業により、藤枝署に大型水槽自動車を更新配備した。 職員4名（うち女性職員1名）を採用し265名となる。 7月3日に熱海市内で発生した土砂災害に伴い、静岡県消防相互応援協定に基づく応援隊の派遣について、令和3年8月3日までの間、合計43隊163名の職員を派遣し、救助活動を実施した。 令和3年度消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会）事業により、オゾンガス除染装置3台及び感染防止資機材一式を整備した。
令和 4年 1月 2月 3月 4月 12月	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、消防本部に調査車を更新配備した。 消防本部に連絡車を更新配備した。 地震・津波対策等減災交付金審査会事業により、東分署に消防ポンプ自動車を更新配備した。 職員5名を採用し268名となる。 ライブ通報119の運用を開始した。
令和 5年 1月 3月 4月 5月	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、大井川分署に広報車を更新配備した。 3月11日に志太消防本部の設立10周年を記念し「記念式典」及び「消防署開放デー2023」を開催した。 地震・津波対策等減災交付金審査会事業により、藤枝消防署に高規格救急自動車を更新配備した。 職員6名（うち女性職員2名）を採用し、268名となる。 防衛施設周辺消防施設設置助成事業補助金により、大井川分署に化学消防ポンプ自動車Ⅱ型を更新配備した。
令和 6年 1月 3月	「令和6年能登半島地震」の発生に伴い、緊急消防援助隊静岡県隊として、1月1日から1月21日までの間、石川県珠洲市に25隊93名を派遣し、救助・救急搬送を中心に活動した。 地震・津波対策等減災交付金審査会事業により、南分署に消防ポンプ自動車を更新配備した。

年 月	沿 革
令和6年 4月	職員6名（うち女性1名）を採用し、271名となる。 救急課を新設した。
令和 7 2月	地震・津波対策等減災交付金審査会事業により、焼津消防署に高規格救急自動車を更新配備した。
3月	藤枝署に災害支援車（支援車Ⅱ型）、人員輸送車（支援車Ⅲ型）を更新配備した。
4月	職員条例定数を287名に改めた。 職員10名（うち女性1名）を採用し、273名となる。 東分署に日勤救急隊を新設した。

■消防組織図

(令和7年4月1日現在)



■分掌事務

課等	分掌事務
消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防の組織に関すること。 (2) 消防職員の人事、表彰、服務、研修等に関すること。 (3) 消防の文書の収発及び保存等に関すること。 (4) 公印に関すること。 (5) 消防関係の情報公開及び個人情報保護に関すること。 (6) 消防の広報及び広聴に関すること。 (7) 消防職員委員会に関すること。 (8) 消防賞じゅつ金に関すること。 (9) 消防長会に関すること。 (10) 消防の予算に関すること。 (11) 消防庁舎の維持管理に関すること。 (12) 消防職員の被服貸与に関すること。 (13) 消防職員の安全運転管理に関すること。 (14) 他の課に属さないこと。
予防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災予防に係る施策の企画に関すること。 (2) 建築物の許可及び確認の同意に関すること。 (3) 火災の原因及び損害の調査に関すること。 (4) り災証明及び火災統計に関すること。 (5) 火災予防広報に関すること。 (6) 立入検査に関すること。 (7) 違反消防対象物の処理に関すること。 (8) 防火対象物に設置する消防用設備等の検査及び指導に関すること。 (9) 防火管理者及び防災管理者の指導育成に関すること。 (10) 防火協力団体の育成指導に関すること。 (11) 事業所の自衛消防等の育成指導に関すること。 (12) 住宅防火対策に関すること。 (13) 空地及び空き家の防火指導に関すること。 (14) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の検査及び指導に関すること。 (15) 静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）の規定による、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 49 号）に基づく事務に関すること。 (16) 危険物製造所等の許可、認可、承認及び検査並びに指導に関すること。 (17) 危険物施設等の査察及び違反処理に関すること。 (18) 危険物に係る事故原因の調査に関すること。 (19) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく煙火の消費許可及び消防場所の立入検査に関すること。 (20) 静岡県事務処理の特例に関する条例の規定による、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく事務に関すること。 (21) 危険物保安団体に関すること。 (22) その他予防業務及び課内の庶務に関すること。
警防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防力の配備、運営及び消防計画に関すること。 (2) 水火災、地震等の災害対策に関すること。 (3) 警防本部の設置及び運営に関すること。 (4) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 特殊災害に関すること。 (6) 消防地理及び水利の管理に関すること。 (7) 火災警報に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 消防技術の研究、訓練及び指導に関すること。 (9) 車両、消防機械、器具、機材等の配置、整備及び管理に関すること。 (10) 緊急消防援助隊に関すること。 (11) 消防相互応援協定等に関すること。 (12) 業務継続計画に関すること。 (13) 消防救助技術大会に関すること。 (14) 防災ヘリの運用計画に関すること。 (15) 消防施設整備計画実態調査に関すること。 (16) その他警防業務及び課内の庶務に関すること。
救急課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救急の統括管理に関すること。 (2) 応急手当の指導及び普及に関すること。 (3) 救急搬送証明書に関すること。 (4) 医療機関との連携に関すること。 (5) 静岡県MC協議会及び志太榛原医療協議会との連絡調整に関すること。 (6) ドクターヘリの運用計画に関すること。 (7) 広域医療及び高度医療に関すること。 (8) 救急隊員の教育及び研修に関すること。 (9) 予防救急に関すること。 (10) 救急統計に関すること。 (11) 救急活動に係る感染症及び感染防止対策に関すること。 (12) 感染症患者の移送協力に関すること。 (13) 県中部保健所との連絡調整に関すること。 (14) その他救急業務及び課内の庶務に関すること。
情報指令課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害通報の受信及び出動指令に関すること。 (2) 指令管制業務に関すること。 (3) 消防情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 関係機関への災害情報の連絡及び出動要請に関すること。 (5) 関係団体への連絡に関すること。 (6) 消防通信施設の整備及び維持管理に関すること。 (7) 通信機器の高度化に係る企画立案に関すること。 (8) 応援要請の伝達に関すること。 (9) 職員招集の伝達に関すること。 (10) 消防活動支援システムに関すること。 (11) 陸閘設備及び同報無線の非常運用に関すること。 (12) 警報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。 (13) 気象情報の収集及び伝達に関すること。 (14) 静岡県医療情報ネットワーク及び静岡県総合防災情報ネットワークの運用に関すること。 (15) 焼津港海岸安全伝達施設及び津波情報受信装置の運用に関すること。 (16) 防災関係情報の非常伝達に関すること。 (17) その他通信業務及び課内の庶務に関すること。
消防署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 署員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。 (2) 公印の保管に関すること。 (3) 文書の收受及び保管に関すること。 (4) 署員の勤務計画及び訓練に関すること。 (5) 庁舎及び備品の管理に関すること。 (6) 署の予算の取りまとめに関すること。 (7) 火災、水防その他災害の防衛及び警戒に関すること。 (8) 消防地理、水利の管理及び警防計画に関すること。 (9) 消防団との連絡共助に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 消防車両及び装備品の整備、運用及び管理に関すること。 (11) 火災の原因及び損害の調査に関すること。 (12) 火災の予防広報に関すること。 (13) 指定数量未満の危険物、指定可燃物の検査及び指導に関すること。 (14) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく煙火の消費場所への立入検査に関すること。 (15) 立入検査に関すること。 (16) 空地及び空き家の防火指導に関すること。 (17) 事業所等の消防訓練の指導に関すること。 (18) 各種届出の受理に関すること。 (19) 救助業務に関すること。 (20) 救急業務に関すること。 (21) 応急手当の普及啓発及び指導に関すること。 (22) その他消防業務に関すること。
分署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防署の分掌事務第 7 号から第 22 号までに掲げる事務 (2) 分署の庶務に関すること。